

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  
及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の一部が、令和7年12月1日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の改正を行うものである。

2. 政令の概要

- 改正内容は以下のとおり。
  - ① 改正法第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉に係るデータベース及び改正法第6条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児福祉に係るデータベースの整備について、改正法による改正後の障害者総合支援法第89条の2の11第1項及び第2項並びに児童福祉法第33条の23の11第1項及び第2項の規定に基づき、匿名障害福祉等関連情報利用者及び匿名障害児福祉等関連情報利用者が納める手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者を規定する。
  - ② 上記のほか、改正法の施行に伴う所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ 改正法による改正後の障害者総合支援法第89条の2の11第1項及び第2項
- ・ 改正法による改正後の児童福祉法第33条の23の11第1項及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月上旬（予定）
- 施行期日：令和7年12月1日